

『莊子音義』敦煌本について

黃 華 珍

(要旨) 『莊子音義』敦煌本研究

敦煌發現的『莊子音義』抄本（以下簡稱「敦煌音義」），究竟是不是陸德明『莊子音義』（以下簡稱「陸氏音義」）？長期以來得不到統一的認識。小島祐馬先生考証後認為那是徐邈『莊子音義』。對這個看法既有贊成的，也有反對的。為了弄清事實，筆者採取資料比勘的方法，對「敦煌音義」進行了全面的考察。結果表明無論是從字數、內容還是形式等方面來看，「敦煌音義」和「陸氏音義」都有很大的不同。假如「敦煌音義」就是「陸氏音義」，那就說明我們今天看到的「陸氏音義」已被竄改得面目全非了。然而，通過對唐鈔本『經典釋文』卷第十四和同書今本的比勘考察，筆者認為似乎也不存在如此嚴重程度的竄改。至于「敦煌音義」是不是徐邈『莊子音義』，雖然還存在一些疑點，但在未發現新的資料之前，小島祐馬先生的意見恐怕是最有說服力的。

まえがき

所謂『莊子音義』敦煌本（以下「敦煌音義」と略称する）は今世紀初頭敦煌で発見された、唐鈔本とされる『莊子音義』を指す。原物はペリオ目録三六〇二号、パリ国立図書館に蔵されている。内藤湖南氏によってそれが数十年前日本に將來され、学界に公表された。

小島祐馬氏の考証（注1）によれば、それは「陸徳明音義」ではなく、「徐邈音義」であるとされる。しかし、それに賛成する意見もある反面、強く反対する意見もある。前者は武内義雄『老子と莊子』（注2）、寺岡竜含『敦煌本郭象注莊子南華真經研究總論』（注3）、坂井健一『敦煌出土莊子音義写本残巻（ペリオ三六〇二）と經典釈文音義との比較考察』（注4）に見え、後者は嚴靈峯『莊子音義引書考略』（注5）に見える。嚴靈峯氏は小島説を次のように全面的に否定している。

殘卷與陸本之異同…主要却為今本陸氏音義曾經宋人修定。故多增出之文、面目已非。

…此殘卷決非徐氏之書也。

一体「敦煌音義」の素性はなにか。『莊子音義』を研究する際、それを避けて通るわけにはいかない。

一 「敦煌音義」の基本的性格

現在見られる「敦煌音義」は完本ではなく、三十三篇本の形で駢拇篇（残）、馬蹄篇、胠篋篇、在宥篇（残）の七十一行のみに限られる。その整理された原文は昭和四年出版の『沙州

諸子廿六種』（注6）に鉛印公表されたが、その時の客観的な条件のせいであろうか、一部文字の間違ったところも見受けれる。原物（注7）に見られる通り、「敦煌音義」は現在の陸德明『莊子音義』（以下「陸氏音義」と称す）と大変異なっている。分量のみで言えば、「敦煌音義」はそれぞれ駢拇篇（残）約542字、馬蹄篇約506字、胠篋篇約873字、在宥篇（残）約404字あり、「陸氏音義」はそれぞれ駢拇篇約1505字、馬蹄篇約1192字、胠篋篇約1775字、在宥篇約2053字ある。諸家注の内容に至っては極めて複雑であるが、それは後文でまた触れるとして、ここではとりあえず両書に収められた諸家注の出現回数を下記の比較表について見てみよう。

「敦煌音義」(A)・「陸氏音義」(B)諸家注出現回数の比較表

篇名	氏名	崔譏	向秀	司馬彪	郭象	李頤	李	徐邈	王
駢拇篇第八	A	2	1	12	4	6	6	2	0
	B	20	5	13	6	0	12	8	1
馬蹄篇第九	A	0	0	10	3	10	6	0	0
	B	26	9	11	3	0	11	14	1
胠篋篇第十	A	1	1	16	8	15	11	0	0
	B	22	11	10	7	0	25	17	0
在宥篇第十一	A	1	0	9	8	5	6	0	0
	B	27	14	19	14	0	14	10	0

なお、「陸氏音義」に収められた駢拇篇張揖の注、馬蹄篇王肅、鄭玄の注及び胠篋篇に言及された宋元嘉中本、元嘉中郭注本、崔向永和中本、郭璞の注なども「敦煌音義」には全く見られない。

「陸氏音義」に見られる引用書の古典の大部分も「敦煌音義」には見受けない。そのリストは次の通りである。

駢拇篇

『廣雅』、『三蒼』、『釋名』、『黃帝素問』、『周禮』、『毛詩傳』、『孟子』、『史記』、『爾雅』、杜預注『左傳』、『字林』、『方言』、『漢書』、『尸子』、『淮南』（『淮南子』）。

馬蹄篇

『釋名』、王弼注『易』、『廣雅』、『字書』、『石氏星經』、『字林』、杜預注『左傳』、『尚書傳』、『淮南』、『字韻』、『聲類』、『通俗文』。

胠篋篇

『史記』、『廣雅』、『三蒼』、『周禮』、『春秋』、『淮南子』、『左傳』、許慎注『淮南』、『爾雅』。

『莊子音義』敦煌本について

在宥篇

『廣雅』、『尚書』、『說文』、『漢令』、『淮南子』、『三蒼』、『字林』、『爾雅』、『毛詩傳』。

また、「敦煌音義」は唐諱の世・治等の字を避けず、嚴靈峯氏によれば「陸氏生於陳、隋之世、其所著可能成於李唐之前、或入唐後加以修訂、但未必顧及唐諱、或傳寫者一時疏忽、亦未可知。」(注8)とされるが、小島氏は唐太宗時のものと見る。陳垣氏の『史諱舉例』(注9)によれば、「武德九年、有『世及民兩字不連續者、並不須避』之令」とあり、恐らく唐太宗時のもの、即ち唐初以前に写されたものと見ても大過あるまい。

以上は「敦煌音義」の基本的な実像であると言えよう。

因みに、寺岡竜含氏の調査によれば、ロンドン大英博物館にもう一つの敦煌短残簡が蔵されている(注10)。原物はスタイン目録六二五六号、ジャイルズ目録六八一八号A。「莊子音義」讓王第二十八の内容に当たるが、残存している部分は僅かである。これはペリオ目録三六〇二号のものと全く同一写本の残簡であるので、「徐邈音義」であろうと寺岡竜含氏が推断した。

二 「敦煌音義」と「陸氏音義」との比較

ところで、「敦煌音義」に収められた諸家注は極めて複雑なので、単に施注者の姓名の出現する回数のみによってその両者の間に存在している異同を徹底的に理解しようとすることは困難である。例えば、駢拇篇の司馬彪注の出現回数は12回と13回とで大差ないようであるが、実はその中身は大変異なっている。冗長な資料ではあるが、「敦煌音義」の内容を深く考察するために、両書に収められた諸家注の具体的な内容を次に施注者別に摘記する。Aは「敦煌音義」、Bは「陸氏音義」を示す。

[一] 崔譏

〈一〉 駢拇篇

- (A)
- ①於五藏之情者淫辟——崔譏曰、駢枝贅疣雖非性之正、亦出… (闕約十二字)
之正、亦列於形性不可治也。今設仁義之教以治五藏之情、猶削駢枝。既傷自然之理更益其夷。
 - ②結繩——崔譏曰、聚无用之語、如瓦之累、如繩之結也。
- (B)
- ①拇——崔云、諸指連大指也。
 - ②枝指——崔云、音岐。謂指有岐也。
 - ③而侈——崔云、過也。
 - ④於德——崔云、德猶容也。
 - ⑤於仁義之行——崔云、駢枝贅疣雖非性之正、亦出於形不可去也。五藏之情、雖非道德之正、亦列於性不可治也。今設仁義之教以治五藏之情、猶削駢枝贅疣也。既傷自然之理更益其疾也。(A①と類似)

- ⑥煌煌——向崔本作轡。
- ⑦瓦——崔如字。
- ⑧結繩——崔云、聚无用之語、如瓦之累、如繩之結也。(A②と一致)
- ⑨跬——向崔本作跬。
- ⑩楊墨——崔…云、楊朱墨翟也。
- ⑪不為跂——其知反。崔本作枝。音同。
- ⑫啼——崔本作啼。
- ⑬颺颺——崔云、憂世之貌。
- ⑭屈——崔本作詛。
- ⑮殉——崔云、殺身從之曰殉。
- ⑯臧——崔云、好書曰臧。
- ⑰與穀——崔本作穀。云孺子曰穀。
- ⑱取君子小人於其間哉——崔本無小人於三字。
- ⑲兪兒——崔云、尸子曰膳、兪兒和之以薑桂為人主上食。
- ⑳愧乎——崔本作魄。云魄愧同。

〈二〉 馬蹄篇

- (A) なし
- (B)
- ①禦——崔本作辟。
 - ②足——崔本作尾。
 - ③義——徐音儀。崔本同。
 - ④臺——崔云、義臺猶靈臺也。
 - ⑤路寢——崔云、路寢正室。
 - ⑥剔之——向崔本作鬚。
 - ⑦罿——…向崔本並作纈。崔云、絆前兩足也。
 - ⑧阜——崔云、馬閑也。
 - ⑨棧——崔云、木棚也。
 - ⑩櫞——崔云、鑣也。
 - ⑪埴——崔云、土也。
 - ⑫天放——崔本作牧。云養也。
 - ⑬填填——崔云、重遲也。
 - ⑭顛顛——崔云、專一也。
 - ⑮隧——崔云、道也。
 - ⑯斃——向崔本作弊。音同。
 - ⑰斃——向崔本作殺。音同。

『莊子音義』敦煌本について

- ⑯蹠——崔音緹。
- ⑰跂——崔音枝。
- ⑱澶——向崔本作但。音憚。
- ⑲漫——向崔本作曼。音同。…崔云、但曼淫衍也。
- ⑳辟——崔云、擿辟多節。
- ㉑月題——崔云、馬領上當顱如月形者也。
- ㉒倪——崔云、介出俾倪也。
- ㉓曼——崔云、闔扼驚曼距拒頓遲也。
- ㉔竊轡——崔云、詭銜竊轡戾銜櫛盜轡轡也。

〈三〉 肱篋篇

- (A) ①夫亨亨之意——崔譏曰、亨亨、莊健自（兒）也。
- (B) ①必攝——崔云、收也。
 - ②縢——向崔本作繩、同徒登反。崔云、約也。
 - ③肩——崔…云、關也。
 - ④鐸——崔云、環舌也。
 - ⑤比干剖——崔本作節。云支解也。
 - ⑥弘脢——崔云、讀若拖、或作施字。脢裂也。
 - ⑦子胥靡——崔云、爛之於池中也。
 - ⑧擿玉——崔云、猶投棄之也。
 - ⑨鑠絕——崔云、燒斷之也。
 - ⑩塞瞽曠——崔本塞作杜。云塞也。
 - ⑪攬——崔云、撕之也。
 - ⑫不鑠——崔云、不消壞也。
 - ⑬爚——崔云、散也。
 - ⑭而不相往来——一本作不相與往来。檢…崔向永和中本並無與字。
 - ⑮羸——崔云、裏也。
 - ⑯漸毒——崔云、漸毒猶深害。
 - ⑰滑——崔云、纏屈也。
 - ⑱垢——崔云、解垢隔角也。
 - ⑲下爍——崔云、消也。…崔向本作爍。
 - ⑳爍——崔云、蠟端動蟲也。
 - ㉑肖翹——崔云、肖翹植物也。
 - ㉒亨亨——崔本上句作亨亨。少知而芒也。

〈四〉 在宥篇

- (A) ①喬…詰…卓…鷙——崔譏曰、喬詰、意不夷也。卓鷙、行不平。
- (B) ①有治天下者哉——崔本作有治天下者材失。云強治之是材之失也。
- ②瘁瘁——崔本作醉。
- ③喬…詰——崔云、喬詰、意不平也。(A①と類似)
- ④卓…鷙——崔云、卓鷙、行不平也。(A①と一致)
- ⑤於技——李音岐、崔同。云不端也。
- ⑥鬱——崔本作欒。
- ⑦卷——司馬云、欒卷、不申舒之狀也。崔同。
- ⑧猶——崔本作狀。
- ⑨囊——崔云、戕 囊猶擔攘。
- ⑩之邪——崔本唯此一字作邪、餘皆作咫。
- ⑪龍見——向崔本作睨。…崔音睨。
- ⑫崔瞿——向崔本作曜。
- ⑬攬——崔云、羈落也。
- ⑭排——崔本作俳。
- ⑮牋——崔云、牋廄也。
- ⑯投三苗——崔本投作殺。
- ⑰施及——崔云、延也。
- ⑲繩墨殺焉——崔云、謂彈正殺之。
- ⑳決焉——崔云、肉刑故用椎鑿。
- ㉑殊死——崔本作夭死。
- ㉒楊——崔云、械夾頸及脰者皆曰桁楊。
- ㉓无愧——崔本作魄。
- ㉔褶——崔本作牒。云讀為牒、或作謂字。接褶桎梏梁也。
- ㉕嚆矢——崔本作蒿。云蕭蒿可以為箭或作矯。矯、操也。崔本此下…二十四字。
- ㉖盆以——崔本作蓋以。
- ㉗鬱結——崔本作綰、音結。
- ㉘止蟲——崔本作正蟲。

以上によって、崔譏注は合せてA四回、「崔譏曰」と表現され、B九十五回、「崔云」、「崔音」、「崔本」、「崔向永和中本」等と表現される。駢拇篇A①②の内容はBの⑤⑧、在宥篇A①の内容はBの③④とが一致或いは類似する。Aの馬蹄篇に崔譏注が見られず、胠篋篇A①の注釈はBに「一云噂噂、莊健之貌。」となり、「崔」或いは「崔譏」と明記されていない。

なお、馬蹄篇Bの㉓は「司馬、崔云、馬領上當顱如月形者也。」と記されたが、Aにただ「司馬、領上顱如月」と記される。胠篋篇の㉑は「司馬、崔云、散也。」、㉔は「司馬、崔云、

『莊子音義』敦煌本について

解垢、隔角也。」と記されたが、Aに単に「司馬、爚、散。」「司馬曰、解垢、隔角也。」と記される。つまり、Aのこの三ヶ所には崔の名が見られない。

[二] 向秀

〈一〉 駢拇篇

- (A) ①□乎而離朱是已——向秀曰、非乎言是也。
(B) ①煌煌——向崔本作鞶。向云、馬氏音煌。
 ②非乎——向云、非乎言是也。(A①と一致)
 ③是已——向云、猶是也。
 ④瓦——危委反。向同。
 ⑤跔——向崔本作跔。向、丘氏反、云近也。

〈二〉 馬蹄篇

- (A) なし
(B) ①剔之——向崔本作鬱。向音郝。
 ②暭——…向崔本並作纈。向云、馬氏音竦。
 ③暱——向…其月反。
 ④蹩——向崔本作弊。音同。
 ⑤躰——向崔本作殺。音同。
 ⑥蹠——直氏反。向同。
 ⑦澧——向崔本作但。音憚。
 ⑧漫——向崔本作曼。音同。
 ⑨辟——向音嬖。

〈三〉 肱篋篇

- (A) ①夫淳々之意——向秀曰、以智誨人之良(兒)也。
(B) ①膝——向崔本作縷。同徒登反。
 ②聖人已死則大盜不起——向云、事業日新、新者為生、故者為死、故曰聖人已死也。乘天地之正、御日新之變、得實而損其名、歸真而忘其塗、則大盜息矣。
 ③聖人不死大盜不止——向云、聖人不死言守故而不日新、牽名而不造實也。大盜不止不亦宜乎。
 ④為之斗斛以量之——向云、自此以下皆所以明苟非其人雖法無益。
 ⑤鑠絕——向…音藥。
 ⑥不鑠——向…音燿。
 ⑦而不相往來——一本作不相與往來。檢…崔向永和中本並無與字。
 ⑧下燠——崔向本作爍。同徐音藥。
 ⑨湍——向音揣。

⑩種種——向、章勇反。

⑪𠙴𠙴——向本作𠙴。音亭。

〈四〉 在宥篇

(A) なし

(B) ①喬——向、欽消反。

②卓——向音簀。

③鷙——向、豬立反、又勑栗反。

④龍見——向崔本作睨。向音見。

⑤累——向…云、如埃塵之自動也。

⑥崔瞿——向崔本作曜。向、求朱反。

⑦縣而天——向本無而字。云希高慕遠故曰縣天。

⑧債——向、粉問反。

⑨𦵃——向、父未反。

⑩楊——向音陽。

⑪接——向…音變。

⑫褶——向…、徒變反。

⑬枘——向本作内。音同。

⑭嚆矢——向云、嚆矢矢之鳴者。

以上をまとめると、向秀注は合せてA二回、「向秀曰」と表現され、B三十九回、「向云」、「向音」、「向崔本」、「崔向永和中本」等と表現される。馬蹄篇A、在宥篇Aに向秀注が見られず、駢拇篇Aの①とBの②とが一致し、胠篋篇Aにある向秀注はBに「郭音悼。以己誨人之貌也。」となる。

〔三〕 司馬彪

〈一〉 駢拇篇

(A) ①□乎而離朱是已——司馬曰、雖離朱黃帝時人、百步見秋毫末。

②師曠是也——司馬曰、師曠晉賢大□、□音律能致鬼神。

③擢德塞性——司馬曰、拔其德則塞其性。

④竊句捶辭——司馬曰、謂□說也。

⑤而敝——司馬曰、敝（敝）、罷也。

⑥跔——司馬曰、跔、近也。

⑦蒿…目——司馬曰、蒿、亂。

⑧又奚連々如膠漆墨索——司馬曰、言連續仁義遊道德間。

⑨小人以身殉——司馬曰、殉、營。

⑩藏與穀——司馬曰、揚雄云民男聾婢謂之藏、穀、良家子。

『莊子音義』敦煌本について

- ⑪首陽之下——司馬曰、山名、在河東蒲坂。
⑫俞…兒——司馬曰、俞兒、古之識味者。
(B) ①拇——司馬云、駢拇謂足拇指連第二指也。
②而侈——司馬云、溢也。
③而侈於性——司馬云、性、人之本體也。…（略）…為無施之指也。
④離朱——司馬云、黃帝時人、百步見秋毫之末。（A①と一致）
⑤師曠——司馬云、晉賢大夫也。善音律能致鬼神。（A②と一致）
⑥擢德——司馬云、拔也。
⑦竄…句——司馬云、竄句謂邪說微隱穿鑿文句也。
⑧敝——司馬云、罷也。（A⑤と一致）
⑨跬——向、丘氏反。云近也。司馬同。（A⑥と類似）
⑩蒿目——司馬云、亂也。（A⑦と一致）
⑪連連——司馬云、謂連續仁義遊道德間也。（A⑧と一致）
⑫殉——司馬云、營也。（A⑨と一致）
⑬俞兒——司馬云、古之善識味人也。（A⑫と類似）

〈二〉 馬蹄篇

- (A) ①而陸——司馬曰、陸跳也。
②伯樂——司馬曰、姓孫、名陽、古善馭者。
③燒…之剔…之刻之雒之——司馬曰、燒謂燒鐵以燙之。剔謂剪其毛。刻謂削蹄甲。絡謂羈絡其頭尾。
④之前有櫛…鏽——司馬、櫛、銜也。鏽、鑣也。謂加飾加鑣也。
⑤治埴——司馬曰、土之可以為器。
⑥樽——司馬曰、畫犧牛象飾樽也。
⑦齊之以月題——司馬、額上顱如月。
⑧鼻——司馬曰、言曲頸於扼以扼突也。
⑨詭銜竊轡——司馬曰、謂詭戾銜轡盜自縱脫也。
⑩夫朞骨——司馬曰、上聖帝王也。
(B) ①蹄——司馬云、馬足甲也。
②而陸——司馬云、陸跳也。（A①と一致）
③剔之…雒之——司馬云、燒謂燒鐵以燙之。剔謂翦其毛。刻謂削其甲。雒謂羈雒其頭也。（A③と一致）
④鼻——司馬…作纈。
⑤櫛——司馬云、銜也。（A④の一部と一致）
⑥飾——司馬云、排銜也。謂加飾於馬鑣也。（A④と類似）

- ⑦埴——司馬云、埴土可以為陶器。(A⑤と類似)
 ⑧犧尊——司馬曰、畫犧牛象以飾樽也。(A⑥と一致)
 ⑨月題——司馬…云、馬額上當頗如月形者也。(A⑦と一致)
 ⑩曼——司馬云、言曲頸於扼以抵突也。(A⑧と一致)
 ⑪赫…胥氏——司馬云、赫胥氏上古帝王也。(A⑩と類似)

〈三〉 肱箇篇

- (A) ①將為肱邈——司馬曰、從旁間(開)為肱。
 ②鐸——司馬曰、緘縷繩約鐸環舌。
 ③田成子盜其國——司馬曰、成子陳敬仲孫齊大夫田恒也。盜其國、謂割安邑以東至鄆、自為封邑也。
 ④十二世有齊國——司馬曰、自敬仲至莊公凡九世知齊政、自成公至武王三世為齊侯、通計為十二世也。莊子是宣王時人、故不數之耳。
 ⑤其盜萇…弘弛——司馬曰、弛、剔也。言幸死也。萇弘周靈王賢臣。…
 ⑥子胥靡——司馬曰、靡、糜也。浮之江令糜爛。
 ⑦魯酒薄邯…鄆…圍——司馬曰、楚宣王朝諸侯、魯得共公後至酒又薄、楚王怒發兵攻之。梁惠王常欲擊趙畏楚救、以魯為事梁因得擊趙也。
 ⑧天下之法——司馬曰、殫、盡也。盡天下之法也。
 ⑨擢亂六律——司馬曰、拔去之、亂其音也。
 ⑩鑠…絕芋…瑟——司馬曰、金者鑠之弦音絕之也。
 ⑪爚——司馬曰、爚、散。
 ⑫畜——司馬曰、此十二氏皆古之帝王也。
 ⑬解…垢…同異——司馬曰、解垢、隔角也。
 ⑭上悖…下爍…山川——司馬曰、悖、薄食也。爍、崩竭也。
 ⑮之虫——司馬曰、動搖之虫(兒)也。
 ⑯夫淳々之意——司馬曰、少智之人也。
- (B) ①肱——司馬云、從旁開為肱。(A①と一致)
 ②而盜其國——司馬云、謂割安邑以東至琅邪、自為封邑也。(A③の一部と一致)
 ③萇…弘弛——司馬云、弛剔也。萇弘周靈王賢臣也。(A⑤と一致、弛はB注に「本又作弛」とある)
 ④子胥靡——司馬、如字。云靡也。(A⑥の一部と一致)
 ⑤爚——司馬…云、散也。(A⑪と一致)
 ⑥容成氏——司馬云、此十二氏皆古帝王。(A⑫と一致)
 ⑦解…垢——司馬…云、解垢、隔角也。(A⑬と一致)

『莊子音義』敦煌本について

⑧上悖——司馬云、薄食也。(A⑭と一致)

⑨下爍——司馬云、崩竭也。(A⑭と一致)

⑩暭暭——司馬云、少智貌。(A⑯と類似)

〈四〉 在宥篇

(A) ①耶毗於陽——司馬曰、毗、助也。

②乃始鸞卷…囊而亂天下——司馬曰、鸞卷、不申舒狀也。

③炊…累——司馬曰、炊累猶動升。

④無攖——司馬曰、攖、□也。

⑤廉劙——司馬曰、劙傷。

⑥其動也縣…天——司馬曰、希高慕遠故曰懸天。

⑦脛無毛——司馬曰、無細毛也。

⑧嚴之下今世殊死者相枕…也——司馬曰、列決也。

⑨桁…楊…者相推也——司馬曰、桁、脚長械。百械煩頸及脛於桁楊。

(B) ①毗於——司馬云、助也。(A①と一致)

②鸞…卷——司馬云、鸞卷、不申舒狀也。(A②と一致)

③炊…累——司馬云、炊累猶動升也。(A③と一致)

④攖——司馬云、引也。(A④と一致)

⑤廉劙——司馬云、傷也。(A⑤と一致)

⑥殊死——司馬云、決也。(A⑧と類似)

⑦桁——司馬云、脚長械也。(A⑨の一部と一致)

⑧接…櫛——司馬云、接櫛械。櫛、音息節反。

⑨空同——司馬云、當北斗下山也。

⑩雲氣不待族而雨——司馬云、族聚也。未聚而雨言澤少。

⑪草木不待黃而落——司馬云、言殺氣多也。

⑫翦翦——司馬云、善辯也。

⑬百昌——司馬云、猶百物也。

⑭昏乎——司馬云、緝昏並無心之謂也。

⑮鴻蒙——司馬云、自然元氣也。

⑯躍——司馬云、雀躍若雀浴也。

⑰倘——司馬云、欲止貌。

⑱叟——司馬云、長者稱。

⑲溟——司馬云、涇溟自然氣也。

以上をまとめると、司馬彪注は合せてA四十七回、「司馬曰」、「司馬」と表現され、B五十三回、「司馬云」、「司馬」等と表現される。駢拇篇 A の①②⑤⑥⑦⑧⑨⑯ と B の④⑤⑧⑨

⑩⑪⑫⑬、馬蹄篇Aの①③④⑤⑥⑦⑧⑩とBの②③⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪、胠篋篇Aの①③⑤⑥⑪⑫⑬⑭⑮とBの①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩、在宥篇Aの①②③④⑤⑧⑨とBの①②③④⑤⑥⑦とは一致或いは類似する。

[四] 郭象

〈一〉 駢拇篇

- (A) ①而敝（敝）——郭、父結反。
②跔——郭音屑。
③亂——郭、恬突反。
④仁義以撓——郭、呼堯反。
- (B) ①而侈——郭云、多貌。
②敝——郭、父結。（A①と一致）
③跔——郭音屑。（A②と一致）
④齰——郭、又胡突反。
⑤以撓——郭、呼堯反、又許羔反。（一部はA④と一致）
⑥屬其——郭、時欲反。謂係屬也。

〈二〉 馬蹄篇

- (A) ①倪——郭、五第反。
②扼鷙——郭音躡也。
③舅——郭、武諫。
- (B) ①倪——郭、五第反。（A①と一致）
②鷙——郭音躡。（A②と一致）
③曼——郭、武諫反。（A③と一致）

〈三〉 胠篋篇

- (A) ①弘胞——郭、詩氏反。
②之擿——郭、都隔反。
③鑠——郭…、詩灼反。
④離朱之目攏——郭、呂奚反。
⑤工倕——郭、時偽反。
⑥上悖——郭、甫妹反。
⑦下爍——郭…、詩灼反。
⑧夫淳々之意——郭音惇。
- (B) ①耒——郭、呂匱反。
②弘胞——郭、詩氏反。（A①と一致）
③擿玉——郭、都革反。（A②と類似）

『莊子音義』敦煌本について

- ④鑠絕——郭…、詩灼反。(A③と一致)
- ⑤攏——郭、呂係反、又力結反。
- ⑥上悖——…郭云、必內反、又音佩。
- ⑦惇——郭音惇、以己悔人之貌。(音はA⑧と一致)

〈四〉 在宥篇

- (A) ①喬——郭音矯。
- ②卓——郭、都邈反。
- ③鷙——郭、褚立反。
- ④跪——郭音危。
- ⑤其動也縣——郭音懸。
- ⑥債——郭音奔。
- ⑦無胈——郭…、扶蓋反。
- ⑧桁楊接——郭、慈接反。
- (B) ①喬——郭音矯。(A①と一致)
- ②卓——郭、丁角反。
- ③跪——郭音危。(A④と一致)
- ④累——郭云、如埃塵之自動也。
- ⑤債——郭音奔。(A⑥と一致)
- ⑥驕——郭云、憤驕者不可禁之勢。
- ⑦接——郭、慈接(接)反。(A⑧と一致)
- ⑧櫛——郭…音習。
- ⑨嚆矢——郭云、矢矢猛者。
- ⑩佞人——郭音寧。
- ⑪翦翦——郭…云、善辯也。
- ⑫緝乎——郭音泯、混合也。
- ⑬叟——郭、疏溝反。
- ⑭幾何——郭、巨機反。

以上をまとめると、郭注は合せてA二十三回、「郭」、「郭音」と表現され、B三十一回、「郭」、「郭云」、「郭音」と表現される。駢拇篇Aの①②④とBの②③⑤、馬蹄篇Aの①②③とBの①②③、胠篋篇Aの①②③⑧とBの②③④⑦、在宥篇Aの①④⑥⑧とBの①③⑤⑦と一致或いは類似する。

〔五〕 李頤

〈一〉 駢拇篇

- (A) ①結繩——李頤曰、言小辯危辭若結繩之累瓦也。

- ②亂——李頤曰、亂、齒斷也。
 ③喻——李頤曰、喻顏色為禮義皂（兒）。
 ④臧與穀——李頤曰、臧、善也。穀、謂子者也。
 ⑤挾筭——李頤曰、筭、竹簡古以寫書也。
 ⑥東陵之上——李頤曰、泰山也。

(B) なし

〈二〉 馬蹄篇

- (A) ①其行填々——李頤曰、質重皂（兒）。
 ②其視顛々——李頤曰、專一皂（兒）。
 ③山无蹊隧——李頤曰、蹊、徑也。墜、道。
 ④蹠…薛…為仁…蹊…跂…為義——李頤曰、蹠薛蹊皆用心為仁義之皂。
 ⑤瀆…漫…為樂——李頤曰、瀆瀆猶縱逸也。樂以蕩物常失放逸也。
 ⑥為礼——李頤曰、糲擿耶辟而為礼也。
 ⑦珪璋——李頤曰、皆器名、半珪曰璋。
 ⑧相靡——李頤曰、靡、摩。
 ⑨分背相蹊——李頤曰、蹊踰。
 ⑩介…倪…闔…扼鷺…舅——李頤曰、介倪猶俾倪也。闔、曲也。鷺、桎也。舅、突也。

(B) なし

〈三〉 肱篋篇

- (A) ①則必攝緘…縫…固扃…鐫——李頤曰、攝、結也。藤、繩也。扃、閨也。鐫、鉸也。
 ②揭…邈而趨——李頤曰、揭、擔也。趨、走者也。
 ③耒…耨…之所刺——李頤曰、耒、犁也。耨鋤謂平地也。刺音、七智反。
 ④權衡——李頤曰、權稱錘也。衡稱衡。
 ⑤之擿——李頤曰、擿刻者。
 ⑥離朱之目攏…工倕…之指——李頤曰、攏折。
 ⑦鉗其天——李頤曰、鉗、鍼也。鐵曰鉗。
 ⑧羸…糧——李頤曰、羸、縫也。以膝囊裹糧而荷之也。
 ⑨之畢弋機變——李頤曰、菟網曰畢繳。射曰弋。怒牙曰機。
 ⑩罟…笱——李頤曰、罟、魚笱也。
 ⑪削…格羅落罟…罟——李頤曰、削格所以施羅罔也。鳥罔曰羅菟。罔曰罟罟。
 ⑫智詐漸毒頹…滑堅白——李頤曰、漸、續也。漸漬之毒不覺其深也。頹滑々稽。
 ⑬每々大亂——李頤曰、每々猶昏々。

『莊子音義』敦煌本について

⑭翹之物——李頤曰、謂翾飛之屬也。

⑮舍夫種種…役役之接——李頤曰、種々、謹殼匱（兒）。役々、鬼黠匱（兒）也。

(B) なし

〈四〉 在宥篇

(A) ①悅明耶是相於枝——李頤曰、相助。

②其動也縣…天——李頤曰、懸着也。

③無胈——李頤曰、胈、白肉。

④放讒…兜…於崇山——李頤曰、讒兜、堯臣。崇山在南方。

⑤流共公於幽都——李頤曰、堯臣也。幽都今在幽州。

(B) なし

以上をまとめると、李頤注は合せてA三十六回、全部「李頤曰」と表現されている。Bは無し。しかし、Aの李頤注を細かく検討すれば、實はその一部はBの李注であったと知られる。叙述の便宜上、これについては、次の〔六〕李注の段落で述べよう。

〔六〕 李

〈一〉 駢拇篇

(A) ①而敝——李、步𦵈反。

②跔——李、却葦反。

③齟——李、音糺。

④𠙴——李、酌字。

⑤仁義以撓——李、乎高反。

⑥兪——李、式瑜反。

(B) ①駢——李云、併也。

②結繩——李云、言小辯危辭。若結繩之縛尾也。

③敝——李、步計反。

④跔——李、却垂反。(A ②と類似)

⑤楊墨——…李云、楊朱墨翟也。

⑥齟——李音糺、恨發反。齒斷也。

⑦蒿目——李云、蒿目、快性之貌。

⑧𠙴——李、況付反。

⑨兪——李音喻。

⑩筭——李云、竹簡也。古以寫書長二尺四寸。

⑪東陵——李云、謂泰山也。

⑫兪兒——李、式榆反。(A ⑥と類似)

〈二〉 馬蹄篇

- (A) ①可以御——李音■。
 ②馬——李音述。
 ③為樂——李、五較反。
 ④僻——李父槩。
 ⑤而馬知——李音智。
 ⑥夫𦵹骨——李、思余反。
- (B) ①彘——李音述。(A②と一致)
 ②蹊——李云、徑也。
 ③跂——李云、鼈鼈跂跂、皆用心為仁義之貌。
 ④漫——李云、瀆漫猶縱逸也。
 ⑤辟——李、父歷反。…李云、糾擿邪辟而為禮也。
 ⑥珪璋——李云、皆器名也。銳上方下曰珪、半珪曰璋。
 ⑦相靡——李云、靡也。
 ⑧相踶——李云、踶踶也。
 ⑨馬知——李音智。(A⑤と一致)
 ⑩倪——李云、介倪猶睥睨也。
 ⑪曼——李云、闔曲也。驚抵也。曼突也。

〈三〉 肱篋篇

- (A) ①肱——李音祛業。
 ②盜積——李、子賜反。
 ③弘弛——李、賜紙反。
 ④之擿——李音蹲。
 ⑤鑠——李、詩灼反。
 ⑥鉗其天——李、呂炎反。
 ⑦驪——李音梨。
 ⑧延頸——李、巨貞反。
 ⑨上悖——李…、甫妹反。
 ⑩下爍——李、詩灼反。
 ⑪夫咤々之意——李、之閨反。
- (B) ①肱——李、起居反。
 ②必攝——李云、結也。
 ③肩——…李云、關也。
 ④鐫——李云、紐也。

『莊子音義』敦煌本について

- ⑤而趨——李云、走也。
- ⑥積者——李、子賜反。(A ②と一致)
- ⑦耒——李云、犁也。
- ⑧耨——李云、鋤也。或云以木為鋤柄。
- ⑨權衡——李云、權稱錘、衡稱衡。錘音直偽反。
- ⑩擿玉——李云、刻也。
- ⑪鑠絕——…李、詩灼反。(A ⑤⑩と一致)
- ⑫攬——李云、折也。
- ⑬鉗——李、巨炎反、又其嚴反。
- ⑭驪——李音犁。(A ⑦と類似)
- ⑮頸——李、巨盈反。(A ⑧と類似)
- ⑯畢弋機變——李云、兔網曰畢繳。射曰弋。弩牙曰機。
- ⑰格——李云、削格所以施羅網也。
- ⑲漸毒——李云、漸漬之毒不覺深也。
- ⑲滑——李音骨、滑稽也。
- ⑳每每——李云、猶昏昏也。
- ㉑上悖——李…云、必內外。又音佩。
- ㉒肖翹——李云、翾飛之屬也。
- ㉓種種——李云、謹穀貌。
- ㉔役役——李云、鬼黠貌。
- ㉕嘵嘵——李云、之閏反。(A ⑪と一致)

〈四〉 在宥篇

- (A) ①喬——李、橋。
- ②詰——李、去吉反。
- ③悅明耶是相於枝——李音岐。
- ④乃始巒卷——李、居勉反。
- ⑤無肢——李、扶蓋反。
- ⑥桁楊接——李音接。
- (B) ①喬——李音驕。(A ②と類似)
- ②詰——李、去吉反。(A ②と一致)
- ③鷙——李、豬栗反。
- ④於枝——李音岐。(A ③と一致)
- ⑤肢——李、扶蓋反、云白肉也。(音は A ⑤と一致)
- ⑥幽都——李云、即幽州也。

- ⑦接——李、如字。
- ⑧摺——李音習。
- ⑨翦翦——李云、淺短貌。
- ⑩雲將——李云、雲主帥也。
- ⑪扶搖——李云、扶搖神木也。生東海。
- ⑫倘——李、吐黨反。…李云、自失貌。
- ⑬贊——李云、不動貌。
- ⑭不輟——李云、止也。

以上をまとめると、李注は合せてA二十九回、「李」、「李音」と表現され、B六十二回、「李」、「李云」、「李音」と表現される。駢母篇Aの②⑥とBの④⑫、馬蹄篇Aの②⑤とBの①⑨、胠篋篇Aの②⑤⑦⑧⑩⑪とBの⑥⑪⑭⑮⑯⑯、在宥篇Aの①②③⑤とBの①②④⑤と一致或いは類似する。

ところで、前文に言及したAの李頤注がBに李注と記された問題については、検索の便宜上、ここでその該当の番号のみを記す。なお、この表に収めたのは文字に多少の異同があるものをも含む。

A 李頤注・B 李注一致表

駢母篇	A 李頤注	①⑤⑥
	B 李 注	②⑩⑪
馬蹄篇	A 李頤注	③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪
	B 李 注	②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑪
胠篋篇	A 李頤注	①①①②③③④⑤⑥⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯
	B 李 注	②③④⑤⑦⑧⑨⑩⑪⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳⑳⑳
在宥篇	A 李頤注	③⑤
	B 李 注	⑤⑥

[七] 徐

〈一〉 駢母篇

- (A) ①而敝——徐音婢。
②亂——蓀、胡切反。
- (B) ①而侈——徐、處鼓反。
②淫僻——徐、敷赤反。
③橫復——扶又反。徐篇末注皆同。
④敝——徐音婢。(A①と一致)
⑤跔——徐、丘婢反。

『莊子音義』敦煌本について

- ⑥齧——徐、胡勿反。
- ⑦殉——徐、辭倫反。
- ⑧屬其——徐音燭、謂屬著也。

〈二〉 馬蹄篇

- (A) なし
- (B) ①義——徐音儀。
 - ②別之——徐、詩赤反。
 - ③畢——徐、丁立反、紲也。
 - ④棧——徐、在簡反、又士諫反。
 - ⑤概——徐、其月反。
 - ⑥飾——徐音式。
 - ⑦埴——徐、時力反。
 - ⑧填填——徐音田、又徒偃反、質重貌。
 - ⑨蹊——徐音ㄎ。
 - ⑩隧——徐音遂。
 - ⑪辟——徐、敷歷反。
 - ⑫介——徐、古八反。
 - ⑬倪——徐、五佳反。
 - ⑭鬻——徐、敕二反。

〈三〉 肱篋篇

- (A) なし
- (B) ①肱——徐、起法反。
 - ②揭——徐、其謁反、又音桀。
 - ③秉——徐、力猥反。
 - ④所刺——徐、七智反。
 - ⑤弘施——徐、勑紙反。
 - ⑥擊——徐、古歷反。
 - ⑦鑠絕——徐音藥。
 - ⑧竽——徐音于。
 - ⑨膠——徐、古孝反。
 - ⑩攏——徐、所綺反。
 - ⑪爚——徐音藥。
 - ⑫驪——徐、力池反。
 - ⑬畜——徐、敕六反。

- ⑭而趣——徐、七喻反。
 ⑮下爍——徐音藥。
 ⑯惔——徐、大敢反。
 ⑰噂噂——徐、許彭反、又許剛反。

〈四〉 在宥篇

- (A) なし
 (B) ①愉——徐音喻。
 ②詰——徐、起列反。
 ③而且——徐、子餘反。
 ④是悖——徐、蒲沒反。
 ⑤卷——徐、居阮反。
 ⑥囚殺——徐、所例反。言囚殺萬物也。
 ⑦接——徐音變。
 ⑧楣——徐、徒變反。
 ⑨脾——徐、甫婢反。
 ⑩僥——徐、古了反。

以上をまとめると、徐注は合せてA二回、「徐音」、「荼」と表現され、B四十七回、「徐」、「徐音」と表現される。A駢拇篇の①とBの④とが一致、との馬蹄篇、胠篋篇、在宥篇に徐と明記された注は見られないけれども、実はAに施注者の名がはっきり記されていない注はBに徐注と明記されたものが多い。この点については後文でまとめて述べる。

〔八〕 王氏の注

Bの駢拇篇と馬蹄篇とに収められた王氏の注はAに全く見られない。これは注目すべきことである。なぜならば、王氏の注は「序録」にすでに明記されているので、執筆当初から資料として用いる計画であったと思われる(注11)。しかも、全書では王氏の注がそれ程多くないし、一條目の注の文字も割合長いので、漏れる可能性はまずないと思われる。つまり、仮りにAが本当に陸氏の作であれば、王氏の注がないはずはなかろう。

Bに見られる王注の内容は次の通りである。

駢拇篇

而侈於性——王云、性者受生之質、德者全生之本。駢枝受生而有、不可多於德、贅疣形後而生、不可多於性。此四者以況才智德行。

馬蹄篇

連屬其鄉——王云、既無國異家殊、故其鄉連屬。

逆に考えれば、このような王氏の注は、仮りに底本にもともとなければ、宋人がわざと入れる必要はなかろう。因みに、この注が宋人によって補入されたものであれば、これまで疑

『莊子音義』敦煌本について

問視されてきた王叔之は王穆夜と同一人物かどうかの問題も解消するはずであろう。

いずれにせよ、以上の八人の注の比較を通じて、両書諸家注の内容の異同を明らかにした。さらに「簡単明瞭」を旨として、以上の異同の状況を次の表で表す。ただし、この表は異同の有無、またその回数のみを記すに止どめるので、その内訳は前文を参照されたい。

「敦煌音義」(A)・「陸氏音義」(B)諸家注異同表

氏名 篇名	崔譲			向秀			司馬彪			郭象			李頤			李			徐邈			王			
	注	異	同	注	異	同	注	異	同	注	異	同	注	異	同	注	異	同	注	異	同	注	異	同	
駢拇篇	A	2	0	2	1	0	1	12	4	8	4	1	3	6	6	0	6	4	2	2	1	1	0	0	0
	B	20	18	2	5	4	1	13	5	8	6	3	3	0	0	0	12	10	2	8	7	1	1	1	0
馬蹄篇	A	0	0	0	0	0	0	10	2	8	3	0	3	10	10	0	6	4	2	0	0	0	0	0	0
	B	26	26	0	9	9	0	11	2	9	3	0	3	0	0	0	11	9	2	14	14	0	1	1	0
胠篋篇	A	1	1	0	1	1	0	16	7	9	8	4	4	15	15	0	11	6	5	0	0	0	0	0	0
	B	22	22	0	11	11	0	10	0	10	7	3	4	0	0	0	25	21	4	17	17	0	0	0	0
在宥篇	A	1	0	1	0	0	0	9	1	7	8	4	4	5	5	0	6	2	4	0	0	0	0	0	0
	B	27	25	2	14	14	0	19	12	7	14	10	4	0	0	0	14	10	4	10	10	0	0	0	0

三 「徐邈音義」について

「敦煌音義」中自注者のものと思われる注では、「陸氏音義」に明記された徐注と同一のものが多い。これを最初に発見した小島祐馬氏は、まさにこれによって「敦煌音義」はすなわち「徐邈音義」であると主張している。以下に二組のそれらの文字と該当の音義とを摘記する。両書の条目の文字が異なる場合、Aの文字で示すが、括弧内にまた別の文字を明記する。

第一組

駢拇篇

跔 (A、丘婢反。B、徐、丘婢反。)、殉 (A、辭倫反。B、徐、辭倫反。)、屬 (A、音燭。B、徐、音燭。)

馬蹄篇

剔 (A、詩赤反。B、徐、詩赤反。)、駢 (A、駢——丁立反。B、羣——徐、丁立反。)、棧 (A、在簡反。B、徐、在簡反。)、概 (A、其月反。B、徐、其月反。)、餚 (A、餚一式。B、飾——徐音式。)、填 (A、田。B、徐音田。)、隧 (A、音嵇遂。B、徐音遂。)、僻 (A、僻——敷歷反。B、辟——徐、敷歷反。)、驚 (A、勑二反。B、徐、勑二反。)

胠篋篇

胠 (A、起法反。B、徐、起法反。)、揭 (A、其謁反。B、徐、其謁反。)、丰 (A、丰——力猥反。B、耒——徐、力猥反。)、刺 (A、七智反。B、徐、七智反。)、鑠 (A、音

藥。B、徐音藥。)、竽 (A、音于。B、徐音于。)、膠 (A、古孝。B、徐、古孝反。)、攏 (A、所綺反。B、徐、所綺反。)、爚 (A、藥。B、徐音藥。)、畜 (A、勑六。B、徐、勑六反。)、趨 (A、趨——七喻。B、趣——徐、七喻反。)、爍 (A、藥。B、徐音藥。)、惇 (A、許彭反。B、徐、許彭反。)

在宥篇

詰 (A、起列反。B、徐、起列反。)、且 (A、子余反。B、徐、子餘反。)、卷 (A、居阮反。B、徐、居阮反。)、煞 (A、煞——所例反。B、殺——徐、所例反。)

第二組 (この組に分類した文字の音注は類似しているものの、文字に異同がある。A、B のどちらかが間違ったものと見える。)

馬蹄篇

埴 (A、市力反。B、徐、時力反。)、介 (A、古穴反。B、徐、古八反。)、倪 (A、五桂反。B、徐、五圭反。)

胠篋篇

肫 (A、肫——勑氏反。B、肫——徐、勑紙反。)、驪 (A、力馳反。B、徐、力池反。)、惔 (A、徒敢反。B、徐、大敢反。)

在宥篇

偷 (A、踰。B、徐音喻。)

以上に対比した資料について見れば、小島氏の発見は否定すべからざる事実である。ただし、「徐邈音義」説にはまだ一つの疑問が残っている。それは「敦煌音義」駢拇篇に見られる二例の徐姓 (①而敵——徐音婢。②亂——蓀、胡切反。) の問題である。もしそれが「徐邈音義」であれば、徐の名は出現するはずがないであろう。その点についての、小島氏の解釈は次の通りである(注12)。

…數十例に於て徐字が脱落したものと見るよりも此二例に於て徐字を衍するものと見る方が遙かに無理が無い。想ふに此卷はもともと徐の字が無く、後人その下の郭・李の注と區別せんが為に、たまたま之を傍記せしもの、傳寫の際誤って本注に竄入せしものと見るべきに似たり。殊に此二項は外篇の駢拇篇の首に近く、而して若しそれが陸書の如く三巻本であった場合には、同時に第二巻の巻首に當っていたことが想像せられるので、斯かる記入の行はれたことも尤自然のことと思はれるのである。

勿論、伝抄者の間違った可能性が絶対ないとはいえないけれども、疑問点であることは認めなければならない。嚴靈峯氏はまさにこれによる小島説に次のように反対するのである(注13)。

倘此殘卷乃徐邈所撰、則無庸自標本姓、與諸家一例、致無從別識也。只此一事、已足證明、此殘卷決非徐氏之書也。

ところが、結局のところ小島氏の発見は事実であるので、この二例のみを小島説に全面的

『莊子音義』敦煌本について

に反対する理由とするならば極めて不十分であろう。新しい資料が出現しない限り、小島説はやはり最も有力であろうと思われる。

なお、「敦煌音義」中自注者のものと思われる注では、「陸氏音義」の陸氏自注のものと相一致するものも見受けれる。全体として言えば、前出の徐注と一致するものより少ない。参考までに、その該当の文字を次に摘記する。

駢母篇

黼、黻、啼、纏、撓、挾

馬蹄篇

樂、羈、鶩、踶、澶、擿、犧、題、闡

胠篋篇

縢、罟、跖、邯、殫、倕、羸（羸）、糧、削、罟、解、墮（墮）、肖、說

在宥篇

宥、鷙、跪、櫛、劙、股、謙、峩、施、斲、椎、決、峩、枕、離、跂、嘔（嘔）

その理由については、小島氏は次のように述べる。

此両者の著者が同一人であるか、或は両者偶然の暗合か、それとも両者等しく第三者に出づるか、或は一方が他方の音を無断にて借用せしものか、恐らく此四者の一を出でないであらう。…乃ち知るこの兩者相一致する音は恐らく徐音であつて、陸氏は即ち之を自注の如くにして襲用したるものなるべく、此卷決して陸音を取りしものに非ざることを。

なお、古い書目の記載については、小島氏が指摘した通り、「日本国見在書目」に徐邈撰『莊子音義』の記載がある(注14)。しかし、「隋志」や「序録」にはそれが見られず、「徐邈音」と「徐邈集音」のみ収められた。残念なことに、「徐邈音」「徐邈集音」とも早くより佚した書物であるので、両書は『徐邈音義』と同じ書物であるかどうか、今日ではやはり考証の限りでない。

四 傍証としての唐鈔本『經典釋文』卷第十四

「敦煌音義」の素性を探求するために、ここで日本奈良興福寺に伝存する唐鈔本『經典釋文』卷第十四の例を挙げよう。この書についての、中川憲一氏の考証(注15)は次の通りである。

この鈔本は『經典釈文』の卷第十四を書写したもので、『礼記』の「中庸第三十一」から「表記」、「緇衣」、「奔喪」、「問喪」、「服問」、「問伝」、「三年問」、「深衣」、「投壺」「儒行」、「大学」、「冠義」、「昏義第四十四」までを存している。ただし、途中、「奔喪第三十四」の一篇を欠いている。

「『經典釈文』卷第十四」の標題の下に「陸氏」とある。通志堂本などでは、「唐国子博士兼太子中充贈齊州刺使吳縣開國男陸德明撰」となっており、官名が名前に付加されてい

る。このように唐の官名が付されるのは宋になってからのことであり、原本の体裁はこの「陸氏」が正しい。それ故、この鈔本の成立は唐初であることを示していると狩野君山は『經典釋文』の跋で述べている。また「民」字に欠筆がみられ、これは太宗の諱、世民を忌避したためであり、このことからもこの鈔本が唐初に成立したことが証される。

この鈔本の書式は、墨線の一本をもゆるがせにしない丁寧な楷書で書され、唐代の楷書の法に正確に従ったものである。しかし、少し厳しさに欠けるところがあり、それ故、奈良時代の鈔本であるとする説もある。確かに、中国か日本か決めがたい鈔本ではある。いずれにせよ、この鈔本の原本は唐初のものであり、奈良時代にそれを書写したものであつたにせよ、非常に忠実に写されたものであり、唐初の楷書の書風を知りうる重要な資料であることは間違いない。

羅常培氏もまた「唐寫本經典釋文殘卷五種跋」(注16)に次のように述べた。

『禮記音義』之四、存「中庸」第三十一至「昏義」第四十四、中間脱「奔喪」一篇、而「中庸」、「緇衣」、「大學」、「昏義」、「冠義」亦均不完。卷中々民々字均缺末筆、當為唐寫本無疑。原件藏日本奈良興福寺、昭和十年五月由日本京都帝國大學文學部影印流行。

以上の二つの引用文によると、この鈔本が奈良時代の鈔本であるか唐寫本であるかについては、論議があるけれども、少なくとも原本が唐初のものであることは間違いないと思われる。これを宋刻本と比較すれば、両者の間にどのような差異があるかが知られる。例えば、両者の卷首の一枚目(注17)には異なる文字も一部見受ける（例えば、①微之——戸教反、胡教反。②離也——力鼓反、力智反。③罕也——呼但反、呼坦反。）が、体裁、条目などはほぼ同じである。

勿論、『經典釋文』卷第十四の内容は同書卷第二十六、七、八とされた『莊子音義』と全く異なるが、同じ『經典釋文』所属のものならば、体裁は同一のはずである。中川氏の「唐の官名が付されるのは宋になってからのことであり、原本の体裁はこの「陸氏」が正しい。」の判断は間違いないと思われる。しかし、残念なのは「敦煌音義」駢母篇の篇首は闕けているので、そこに「陸氏」の名が見えるかどうかは確認できない。そのため、「敦煌音義」が陸氏『經典釋文』所属のものかどうかについては疑問を挾む余地がある。

『玉海』卷四十三の記録(注18)によれば、『經典釋文』の校勘は五代に始まり、宋の政府が引き継いで完成したことが知られるものの、「敦煌音義」と「陸氏音義」のような大差が生じたのは校勘の為であろうか、唐鈔本『經典釋文』卷第十四の例を見れば、疑問が残る。因みに、同じく敦煌で発見された他の郭象注『莊子』残巻は今本との異同を見受けるものの、それほど著しくはない(注19)。

いずれにせよ、唐鈔本『經典釋文』卷第十四を見ると、『莊子音義』の原型も多少は想像できよう。つまり、宋になった『莊子音義』はそれまでにあった同書と幾分は変わったところがあるけれども、「敦煌音義」と「陸氏音義」との間のような大差は存在しないというこ

とである。

五 小結

以上諸方面からの検討を行なった上で、若干の問題について次のようにまとめたい。

(一) 「敦煌音義」は「陸氏音義」ではない。その理由は次の通りである。

(1)両書の分量に大差がある。

「敦煌音義」の残篇は別として、単に完篇の馬蹄篇（約506字）、胠篋篇（約873字）のみを考えてみても、「陸氏音義」の馬蹄篇（約1192字）、胠篋篇（約175字）と半分以上の差が認められる。

(2)両書の体裁が異なっている。

「敦煌音義」は「崔譟曰」、「向秀曰」、「司馬曰」、「李頤曰」等とされる。「陸氏音義」は「崔譟云」、「向秀云」、「司馬云」、「李頤云」等とされる。割注の条目も異なるものが多い。

(3)両書に収められた内容の異同が極めて多い。

これについては前述したので、ここで全部改めて述べることはしない。しかし、強調したいのは「陸氏音義」に見られる王氏の注は陸氏の原注であろうと考えられることである。もしそれが宋人によって補入されたものであれば、王叔之は王穆夜と同一人か否かの疑問も氷解しよう。従って、王氏の注は「敦煌音義」が「陸氏音義」ではない重要な根拠の一つになる。

(二) 小島説については、徐の姓を見受ける二例を巡る疑問が残っているけれども、新しい資料が見付からない限り、否定し得ざる有力な説であると考える。

(三) 「敦煌音義」は「陸氏音義」と全く無関係とは言えない。注の多寡や異同は別として、両書とも向秀、崔譟、司馬彪、李頤、郭、李の注が収められている。「敦煌音義」によって、「陸氏音義」に収められた一部の注について考証できる。特に「陸氏音義」全書には李頤の注は五箇所のみあるのに、李注は六百箇所もあることについては、その分量は「序録」の「李頤集解三十卷三十篇」「李軌音一卷」の記載に相応しくないようである。「敦煌音義」を参照すれば、その問題は多少解明できる。つまり、「陸氏音義」の李注は李頤と李軌二人の注を混同させていると知られるのである。なお、「陸氏音義」に記載されていなかった司馬彪の一部の注は、「敦煌音義」に見られる。それらの内訳は前に掲出した該当の比較資料を参考願うとして、ここでは言及しない。これを要するに、「敦煌音義」は「陸氏音義」を研究する際の貴重且つ重要な資料であると思われる。

注

- (1) 小島祐馬「巴黎國立圖書館藏敦煌遺書所見錄」(一) (『支那学』第五卷第四號、昭和四年十二月) を参照。
- (2) 武内義雄『老子と莊子』(岩波書店、昭和五年七月) を参照。
- (3) 寺岡竜含『敦煌本郭象注莊子南華真經研究總論』(福井漢文學會出版、昭和四一年三月)、寺岡竜含『敦煌本郭象注莊子残卷十二種に就いて』(『漢文學會會報』第六號、昭和十二年十一月) を参照。
- (4) 坂井健一「敦煌出土莊子音義寫本残卷(ペリオ三六〇二)と經典釈文音義との比較考察」(日本大學人文科学研究所『研究紀要』第十五号、昭和四八年) を参照。
- (5) 「無求備齋莊子集成續編」(藝文印書館、一九七四年十二月) 所収『莊子音義引書考略』を参照。
- (6) 『沙州諸子廿六種』(高瀬博士還暦記念會編刊、昭和四年) 所収覆巴黎國立圖書館藏『莊子音義』残卷を参照。
- (7) 『無求備齋老列莊三子集成補編』(成文出版社有限公司) 所収敦煌『莊子音義』を参照。
- (8) 同前出注(5)を参照。
- (9) 陳垣『史諱舉例』(北京科學出版社、一九五八年一月) を参照。
- (10) 同前出注(3)を参照。
- (11) 「序錄」は全書出来上がってから書いたものであるという可能性は大きいが、そうであると言つてもそれに明記された王氏の注は資料として意識的に用いる事実は変わらなかろう。
- (12) 同前出注(1)を参照。
- (13) 同前出注(5)を参照。
- (14) 『日本國見在書目』(『日本書目大成』所収、汲古書院、昭和五十四年三月) 二十三ページを参照。
- (15) 『唐鈔本』(同朋舍出版、昭和五十六年二月) を参照。
- (16) 羅常培『唐寫本經典釋文殘卷五種跋』(『國學季刊』七／二、一九五一年) を参照。
- (17) それぞれ『經典釋文』(上海古籍出版社、一九八五年十月) と前出注(15)『唐鈔本』とを参照。
- (18) 『玉海』(台灣華聯出版社、一九六七年三月) 卷四十三を参照。
- (19) 王重民「『莊子』残卷校記」(『無求備齋莊子集成初編』所収、藝文印書館、一九七二年五月) を参照。

(本論文は94年6月二松学舎大学大学院に提出した学位論文の一部分です。)